

□ 資料編 □

資料1 関係団体の意見

資料2 世界人権宣言

資料3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

資料4 高槻市人権尊重の社会づくり条例

関係団体の意見

高槻市人権施策推進計画の策定にあたり、市内の人権関係団体に各人権問題及び人権啓発に対する意見を求めました。そのうち、各人権問題等の課題に関するものは次のとおりです。

【女性の人権に関する主な課題】

男女が共に仕事や家庭生活に責任を持てるような環境整備が求められています。

このため、男性の働き方も含めた具体的な施策の推進に努めることが必要です。

また、女性の管理職の数が依然として少ない現状があります。このため、公的な機関がモデル職場として働きやすい環境づくりも含め、率先して増やす努力を積極的に行うことが求められています。

【子どもの人権に関する主な課題】

- ・体罰や虐待を受けている子どもは、自分が悪いから仕方がないと思い、誰にも相談できずにいます。子ども自身に人権教育を行い、友達のを借りたり、周囲の大人に相談したり、助けを求めてもよいことを伝えることが必要です。

体罰や虐待、そしていじめを許さない社会をつくり、子どもの人権が守られ、すべての子どもが安心して自信を持って自由に選び、生きていくことができるよう私たち大人が意識改革をしていくことが重要です。そのためには、家庭と学校、そして地域がつながりあい協力しあって子どもを守る、支援するという環境にしていくことが重要な課題です。

- ・子どもの人権を守るためには、家庭での取組が大事です。そのため、保護者に人権問題に関するセミナー等への参加を促し、意識の向上を図り家庭教育に生かすことが求められています。

また、子どもの人権に関する様々な課題の解決に向けて必要に応じ、学校と地域で話し合い、情報を共有することが必要です。

【高齢者の人権に関する主な課題】

高齢者に関する人権上の課題としては、経済的に自立が困難なことや働く能力を発揮する機会が少ないことが挙げられ、その他、病院での看護や養護施設における劣悪な処遇や虐待、家庭内での看護や介護における嫌がらせや虐待、そして高齢者の意見や行動が尊重されないこと、アパート等への入居を拒否されることなどが指摘されています。

【障がいのある人の人権に関する主な課題】

平成 26(2014)年 2 月、障がい者の人権及び基本的自由の享有を促進し、擁護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする『障害者権利条約』がわが国において締約され発効しましたが、この条約の内容と合わせて整備された国内法の内容について、これらの周知が不十分です。

また、市民や職員に対し障がい者の人権に関する啓発が行われていますが、効果が疑問視されています。啓発の内容や方法を検討し、効果を向上させることが必要となっています。

【同和問題に関する主な課題】

- ・忌避意識の解消に向けた人権啓発の推進及び差別事象に対する法規制（土地差別調査事件やインターネットでの差別書き込み、戸籍や住民票などの不正取得事件、ヘイトスピーチなど）や『障害者差別解消法』における基準の明確化をはじめ、すべての差別に対するガイドライン（基準の明確化）が必要です。
- ・同和問題を解決するためには、正しく理解してもらうことが必要です。そのためには、同和問題に関する差別意識の解消に向けた人権教育・啓発はこれまでの教育・啓発活動の中で積み上げられた成果等を踏まえ、引き続き積極

的に推進するとともに、その啓発方法についてもより効果的な内容や手法の工夫が求められています。

【外国人市民の人権に関する主な課題】

- ・外国人市民の生活を支援するため、行政において、一元化した窓口を設けるとともに、外国人市民向けの多言語版の資料については、内容や配布方法の工夫が必要です。このため、行政での外国人市民に対する横断的な組織のあり方や受け皿となるコミュニティづくりを検討する必要があります。
- ・ニューカマー（※）については、日本語を習得する機会が得られない人が多くいます。日本語ができないと様々な情報にアクセスできず、結果としてサービスを利用できなかつたりすることがあります。

（※）ニューカマー…1980年代以降に日本に在留した人たち

- ・日本語習得の機会を持つ子ども（外国にルーツを持つ子ども）が日本語（特に学習言語）習得の不十分さや日本語での家庭教育を受けられないこと、親の不安定な就労による経済的要因等により高校進学率や大学進学率が低いという課題があります。
-

〔人権啓発について〕

『高槻市人権施策基本方針』では、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」が基本理念として示されています。人権啓発の面からまず、「一人ひとりの人権が尊重される」ためには、多様化・複雑化する人権課題を常にキャッチしながら工夫を加え、市民が様々な人権課題をより身近に、分かりやすく学べる機会を増やしていくことが必要です。また、その内容を工夫し、子育て層や若年層の参加を促していく必要があります。

人権啓発の推進にあたっては、市民自らが草の根の人権啓発活動に取り組んでいくことが大切です。これにより地域に密着した身近な課題を学ぶことができ、そして、啓発の裾野の拡大につながるようになります。

次に、「誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる」ということに関しては、

非正規雇用の増加に伴い、特に様々な人権課題を持つ人たちや経済的な背景を持つ人たちが生活していく上で、様々な課題が表れてくる現状において、これら生きづらさを抱える人たちが、自身の本来持っている力に気づき、自分らしく生きていけるようエンパワメントの促進を図り、自尊感情を育む場も合わせて必要になります。

これらを通して、社会的排除の要因を克服し、社会的包摂が実現される人権のまちづくりを推進していくことが必要です。

世界人権宣言（仮訳文）

昭和 23(1948)年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについ

て平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難す

る権利を有する。

- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び

余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12(2000)年 12 月 6 日公布・施行

(法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施す

る責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

高槻市人権尊重の社会づくり条例

平成 13(2001)年 3 月 28 日

高槻市条例第 8 号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等であり、基本的人権を享有することが保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念である。

しかしながら、今日でもなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、障害があること等に起因する人権に関するさまざまな問題が存在するとともに、社会状況の変化等により、人権にかかわる新たな課題も現れてきている。

このような状況において、命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会を実現していくことが今まさに求められている。

国内外において 21 世紀を「人権の世紀」とする取組みが進められ、人権の尊重が国際的潮流となるなかにあつて、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づき、市と市民の協働による真にすべての人の人権が尊重される社会をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会をつくるため、市及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

(市の役割)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点を施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、人権に関する施策を効果的に推進するため国及び大阪府と連携するとともに、市民の人権意識の高揚を図る人権啓発並びに人権問題に関する情報の収集及び提供等人権に関する施策を推進するものとする。

(人権施策推進審議会)

第5条 市に、高槻市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権に関する施策の推進に関する基本的事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 市議会の議員
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) 公共的団体の代表者
- 5 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

高槻市人権施策推進計画

平成 27 (2015) 年 3 月
高槻市 市民生活部 人権課
〒569-0067 高槻市桃園町 2 番 1 号
電話：072-674-7575
FAX：072-674-7577



古紙配合率100%再生紙を使用しています